

不動産実務業就職科



訓練カリキュラム

科目	科目の内容	訓練時間
学科	入所式、修了式	オリエンテーション、修了証書の授与 等
	安全衛生	労働安全衛生等
	不動産業の基礎知識	不動産業の仕事内容や管理業、契約の実務など
	宅地建物取引の法律知識	宅建業法、権利関係、税法、法令上の制限など
	不動産業の実務知識	物件広告の作り方、契約書、重要事項説明書の作り方
	不動産会社の基礎知識	不動産業としての接客法、マナー知識、オーナーへの対応、お客様への対応等
実技	不動産会社としての接客	不動産会社の基礎マナー、挨拶、仕事内容の実習
	不動産契約	物件広告の見方、契約書の内容確認などのチェック事項など
	不動産実務	効果的な物件検索の方法、実務ロールプレイング、契約の際に必要な知識
	不動産パソコン実習	Word2010 を使用した契約書作成等、Excel2010 計算書等、PowerPoint2010 のプレゼンテーション方法、不動産広告の作成等
	不動産物件管理と図面作成	不動産物件管理の方法とマンション・建物図面の作成法など

訓練・生活支援給付金について

以下のすべてに該当する方が訓練・生活支援給付の支給対象となる方です。

- ① ハローワーク所長のあっせんを受けて、基金訓練または公共職業訓練を受講する方
- ② 雇用保険の求職給付、職業転換給付金の就職促進手当及び訓練手当を受給できない方
- ③ 世帯の主たる生計者である方（申請時点の前年の状況によります）
- ④ 申請時点で年収見込みが200万円以下、かつ世帯全体の年収見込みが300万円以下の方
- ⑤ 世帯全体で保有する金融資産が800万円以下である方
- ⑥ 現在住んでいる以外に土地・建物を所有していない方
- ⑦ 過去3年間に不正行為により、国の給付金の支給を受けていない方
- ⑧ 国及び地方公共団体等の類似の給付・貸付を利用していない方
- * 職業訓練を受講している間、単身の方には毎月10万円、扶養家族のいる方には毎月12万円の訓練・生活支援給付金が支給されます。
- * 遅刻・欠席・早退等で訓練への出席率が毎月8割に満たない場合、それ以後の給付金は支給されません
- * 一定の要件を満たした方に支給されます。
- * 選考の結果、合格された方は、現在の住所または居住を管轄するハローワークにて受講勧奨、訓練・生活支援給付を希望される方は受給資格認定申請書の提出をお願いします。
- * 応募者が最低実施人数に満たないコースについては訓練の実施を中止する場合があります。
- * 年収要件では、前月に高い収入があっても、その後離職などによって年収見込み200万円以下になるようであれば認められることがあります。
- * 世帯の年収は、本人以外が受給している年金の額を除いて300万円以下であれば認められます。
- * 主たる生計者・年収の要件が一部緩和されておりますので、詳細は、お近くのハローワークまでお問い合わせください。



選考会場・訓練実地場所

株式会社 バシャール

東京都中央区銀座 5-11-13 ニュー東京ビルディング3F

TEL: 03-3545-8818 FAX: 03-5148-0630

URL: <http://www.aqua-peace.net>

